

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



暮らし相談支援センターとは

鳥羽市社会福祉協議会（鳥羽市保健福祉センター内）

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少したことにより経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、暮らし相談支援センターとばによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

上限額：（単身世帯）33,400 円、（2人世帯）40,000 円、
（3人～5人世帯）43,400 円、（6人世帯）67,000 円、
（7人以上世帯）52,100 円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則不動産媒介業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職、廃業、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内（疾病や育児等やむを得ない場合には最長4年以内）であること。又は、給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日に主たる生計維持者であったこと。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	基準額	住居確保給付金を受けられる世帯は……
1人	78,000 円	世帯の収入 ≤ 世帯人数による基準額 + 家賃額（但し上限額まで） ・収入とは給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く） ・収入には年金等の公的給付金を含む。（年金担保貸付利用者は、実際に福祉医療機構から送金のあった年金額。） ・収入には、児童手当や児童扶養手当等の各種手当、職業訓練受講給付金、原則 22 歳以下で就学中の子の収入は除く。
2人	115,000 円	
3人	140,000 円	
4人	175,000 円	
5人	209,000 円	
6人	242,000 円	
7人	275,000 円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産	金融資産とは……
1 人	468,000 円	・金融機関に対する預貯金、現金、債券、株式、投資信託の合計。 ・生命保険、個人年金保険等は除く。
2 人	690,000 円	
3 人	840,000 円	
4 人以上	1,000,000 円	

- ⑥ ハローワークや自治体の無料職業紹介所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
 （自営業等で給与以外の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると認められる場合には、求職活動に代えて当該取組の実施でも可。）
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- ・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（※）が支給されます。
- ・月収が基準額を超える場合は、以下の計算式により算出された額になります。

住居確保給付金支給額＝基準額＋実際の家賃額－世帯収入額

（100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。）

※ 家賃額は世帯人数によって上限あり

（月収が基準額を超える場合の例）

単身者（月収：88,000 円、家賃額 40,500 円）の場合・・・

$$\begin{aligned}
 \text{支給額} &= 78,000 \text{ 円} + 40,500 \text{ 円} - 88,000 \text{ 円} \\
 &= \underline{30,500 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

1) 生活支援費 : 2人以上世帯/月 20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則 3 か月 最長 12 か月

2) 住宅入居費 : 40万円以内 貸付期間 一括

3) 一時生活再建費 : 60万円以内 貸付期間 一括

※1)～3)の貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書・申請時確認書

※暮らし相談支援センターとばにて申請書と確認書をお渡しします。

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等

③ 離職等が確認できる書類の写し

以下の（１）（２）いずれかの書類

（１）申請日から２年以内（やむを得ない場合には最長４年以内）に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し

（やむを得ず最長４年以内とする場合には、やむを得ない事情により３０日以上求職活動を行うことができなかったことが証明できる書類もあわせて提出してください。）

（２）申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給者証等がない場合は、例えば、給与振り込みが一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」等

⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し

※申請者の状況に応じてハローワークの求職番号や相談窓口の名称が分かるもの、賃貸借契約書等の追加確認書類が必要です。（P.5 以降参照）

住居確保給付金の申請から決定まで

以下に申請から決定までの主な流れを記載していますが、くわしくは暮らし相談支援センターとばの支援員から説明しますので、まずは暮らし相談支援センターとばまでお気軽にご相談ください！

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を暮らし相談支援センターとばに提出します。
- 暮らし相談支援センターとばの支援員が内容を確認した後、申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワーク等での求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）又は鳥羽市無料職業紹介所にて求職申込みを行ってください。
- 暮らし相談支援センターとばでの相談の結果、自営業等で給与以外の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると認められる場合には、経営相談先への相談申込を行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、暮らし相談支援センターとばに提出してください。
- ハローワークの求職番号、無料職業紹介の窓口名称、又は経営相談先の名称を暮らし相談支援センターとばに伝えるとともに、確認書の裏面に追記してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。
- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を暮らし相談支援センターとばに提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から原則不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を暮らし相談支援センターとばに提出します。
- 暮らし相談支援センターとばの支援員が内容を確認した後、申請書の写しと「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）又は鳥羽市無料職業紹介所にて求職申込みを行ってください。
- 暮らし相談支援センターとばでの相談の結果、自営業等で給与以外の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると認められる場合には、経営相談先への相談申込を行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、暮らし相談支援センターとばに提出してください。
- ハローワークの求職番号、無料職業紹介の窓口名称、又は経営相談先の名称を暮らし相談支援センターとばに伝えるとともに、確認書の裏面に追記してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は原則自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークや無料職業紹介所の利用、暮らし相談支援センターとばの支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。具体的には、以下の①～③の活動が必要です。

- ① 毎月4回以上、暮らし相談支援センターとばの支援員による面接等の支援を受ける必要があります。

「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所等における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により報告してください。

※ 毎月最低1回は対面で支援を受ける必要があります。そのほか、支援員との調整により、メールや郵送等での報告が可能となる場合があります。

- ② 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参して、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。

「職業相談確認票」に担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、担当者の確認印等を受けます。

- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、暮らし相談支援センターとばに報告してください。

- ※ 自営業等で給与以外の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると認められる場合には、上記の②・③に代えて、以下の②'・③'の取組を行ってください。ただし、再延長の場合には上記の①～③の活動が必要です。

- ②' 原則月1回以上、経営相談先での面接等の支援を受ける必要があります。

- ③' 経営相談先の助言等のもとで自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上活動計画に基づく取組を行う必要があります。

- ◆ さらに、暮らし相談支援センターとばの支援プランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない就職又は6ヶ月以上の雇用期間が定められている就職）をした場合は、「常用就職届」を暮らし相談支援センターとばへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。
- ◆ 受給中に常用就職した場合、当該受給期間中は月2回以上の職業相談と週1回以上の求人応募等は緩和されます。（月4回の暮らし相談支援センターとばとの面接等は必要です。）

一定要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）

- 受給中に誠実勝熱心に求職活動等を行っていたこと
 - 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、暮らし相談支援センターとばへお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、暮らし相談支援センターとばの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 暮らし相談支援センターとばに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、暮らし相談支援センターとばへお越しください。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金を受給して常用就職に至ったり、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加して収入基準額（P.1 の基準額＋家賃額（上限あり）の金額）以上の収入を得たりしたものの、その後に解雇等事業主の都合による離職、廃業、やむを得ない休業等（ただし、本人の責めに帰すべき理由や自己都合による離職等は除きます。）により経済的に困窮した場合は、再度支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ ただし、住居確保給付金の支給が終了してから1年以内の場合には再支給ができませんのでご注意ください。
 - ※ 令和6年3月31日までに住居確保給付金を申請した方で、支給終了後に解雇等事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合は例外があります。詳しくは暮らし相談支援センターとばまでご相談ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

◆ 以下の①～⑩に該当する場合には、住居確保給付金の支給を中止します。

① 毎月4回以上の暮らし相談支援センターとばの支援員等による面接等、毎月2回以上の公共職業安定所等での職業相談、原則週1回以上の求人先への応募・面接、毎月1回以上の経営相談先での面接や活動計画に基づく取組等、必要とされた求職活動等を怠る方については、支給を中止します。

※ 病気等により求職活動等が困難になった場合には、最長2年間まで支給を中断することができます。中断中は月1回、暮らし相談支援センターとばに体調や生活状況等の相談・報告が必要です。（要件を満たせば支給再開が可能です。）

② 暮らし相談支援センターとばが策定したプランや就労支援に関する指示に従わない場合は、支給を中止します。

③ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（P.1 の基準額＋家賃額（上限あり））を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月から支給を中止します。

④ 受給中に常用就職したことやその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。

⑤ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、暮らし相談支援センターとばの指示による場合を除く。）については退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

⑥ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。

⑦ 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合や、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合には、直ちに支給を中止します。

⑧ 受給者が生活保護費を受給した場合は、担当者と調整のうえで支給を中止します。

⑨ 支給中断中において、毎月1回の面談等による報告を怠った場合や、中断してから2年を経過した場合には、支給を中止します。

⑩ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金を徴収する場合があります

◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。



暮らし相談支援センターとば

(鳥羽市社会福祉協議会内)

〒517-0022

鳥羽市大明東町2-5 保健福祉センターひだまり1階

電話 **0599-25-1188**

FAX 0599-25-1117

メール kurashi@toba-shakyo.or.jp

【相談受付日】

毎週月曜日～金曜日

(土日祝日、12月29日～1月3日は除く)

8時30分～17時15分(窓口は17時まで)

相談は無料、秘密は厳守します！

【発行】令和5年4月